

香美市審議会等の委員の公募に関する条例に対するパブリックコメント（意見募集）に寄せられたご意見と回答

No.	ご意見・ご提案	意見に対する議会の考え方
1	<p>(趣旨) 第一条は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体の統一制を維持するために「である調」にする。</li> </ul>	<p>ご指摘のとおり、である調に訂正します。</p>
2	<p>(趣旨) 第一条は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協働のまちづくり条例・施行規則との整合をできるだけ図るために以下の文言を引用する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 市が政策又は施策を策定する過程に市民の参画を促進するしくみ「規則第3条(2)」</li> <li>一 審議会等委員公募制度「規則第3条(2)エ」</li> <li>一 まちづくり活動への市民の参画を促進し、住民自治の実現「条例第1条」</li> </ul> <p>という二つの視点から、</p> <p>この条例は、市が政策又は施策を策定する過程に市民の参画を促進するしくみの一つである審議会等委員公募制度の運用にあたり(ついて)、必要な事項を定めることにより、まちづくり活動への市民の参画を促進し、住民自治の実現に資することを目的とする。</p> <p>としてはどうでしょうか。</p>	<p>当初、ご提案のような案も検討しましたが、その案では、まちづくり条例に紐づけされてしまいます。香美市協働のまちづくり条例において、委員の公募制度は、市長が選択する手法の一つにすぎません。</p> <p>市長や課長が変わっても、その考え方に左右されることのない、市民参加を保証する制度のひとつとして条例化をするものです。</p> <p>上記の理由により、あえてまちづくり条例との結びつきを薄くした記述となっています。</p>

No.	ご意見・ご提案	意見に対する議会の考え方
3	<p>(公募の方法) 第4条は、  文章を少し整理して  市長等は、・・・・市の広報及びホームページに掲載するとともに、より広く周知することを可能とするその他の方法も適宜用いなければならない。  としてはどうでしょう。</p>	<p>ご指摘を参考にして、分かりやすい文章に訂正します。</p>
4	<p>(公募委員の応募資格) 第5条は、  1項を分割し、ただし以下の部分を2項として、  市議会議員及び市職員並びに本市で3以上の委員を委嘱されている者は応募できない。  を置き、以下条下げをしてはどうでしょうか。  但し、3が適切な数で有るのかどうかは判断の分かれるところだと思います。</p>	<p>この部分は、号分けしている自治体としていない自治体があります。号分けは、項目が多い場合、それぞれの条件が並列する場合、用語説明等に多く使われています。</p> <p>号分けした場合の条文も作って比較検討しましたが、原案は3項目の要件ですので、分かりづらいとまではいえず、原案の表記でいきたいと思います。</p>

No.	ご意見・ご提案	意見に対する議会の考え方
5	<p>その他について</p> <p>本市では審議会等の条例について個別に策定されていることから、全体の人数や資料、議事録等の公開、公募も含めて参画できる機関数、男女地域別の割合等々について統一的な体制づくりが必要で、その意味では今回の内容を含んだ審議会条例の策定に向けた取り組みが優先されるのではないかと思います。</p>	<p>「パブリックコメント制度」と「審議会等委員会公募制度」は香美市協働のまちづくり条例において、市長の選択項目の中にあります。しかし、この二つの制度は特に重要であり、別途条例を制定している自治体が複数あります。これは、執行部の事務の範疇で対応できる部分であり、これに対する条例は早期の制定が可能です。</p> <p>お求めの審議会条例は、調整の必要がある事項や改正の必要な条例等も多く、現状では困難と考えます。今後の課題とさせていただきたいと思います。</p> <p>なお、現在、議会の働きかけ・執行部の努力により、ホームページトップページのリンクから、審議会委員会の情報が一覧できるようになっており、ご指摘の目的に向かって進捗している状況にあると思います。合わせて、この条例制定では、公募しない場合の理由も明記するよう求めています。</p>